

3. 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 所要人員

所要人員は、原則として、現場条件及び工事規模を考慮して工事ごとに査定するが、一般に過去の実績及び検討により得られた標準的な歩掛りを使用するものとする。

(2) 労務賃金

労務賃金は、労働者に支払われる賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「設計単価表」の労務単価等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

(3) 夜間工事の労務単価

次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。

1) 通常勤務すべき時間帯（8h～17h）を越えて、作業を計画する場合は以下とする。

(イ) 深夜時間（22h～5h）については、深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）とする。

(ロ) 上記（イ）以外の通常勤務すべき時間帯（8h～17h）を超えた時間帯は時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。

2) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（実働時間8h+休憩時間1h）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22h～5h）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

ただし、2交替の場合にあつて、所定労働時間を越える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕

3) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯（8h～17h）をはずして作業を計画する場合は、次による。〔例－3〕

(イ) 所定労働時間内で17h～20h及び、6h～8hにかかる時間帯は、基準額とする。

(ロ) 所定労働時間内で20h～6hにかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。

ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を越えた時間帯については、前の1)項による。

(4) 休日作業の労務単価

緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。

法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。

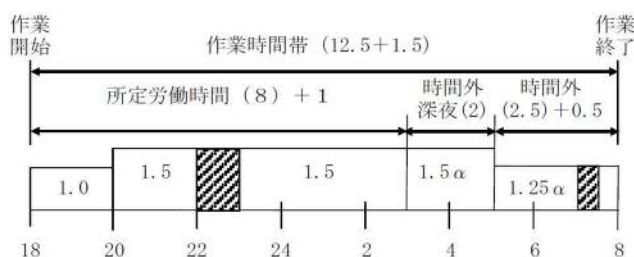
〔例－1〕



〔例－2〕



〔例－3〕



※構成比（職種別割増対象賃金比）は「設計単価表」を参照。

2-1 共通仮設費の率分

(1) 共通仮設費の率分の積算

- 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1（第1表～第5表）の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。
- 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

(2) 共通仮設費率の補正

1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

- イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第5表）の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

表-2 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市	鋼橋架設工事	名古屋市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.5	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地(DIID補正)	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(1)	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.4	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り(2)	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)		
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地(DIID補正)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3
一般交通影響有り(1)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	4
一般交通影響有り(2)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	5
市街地(DIID補正)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事委員会規則における特勤手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	7

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
2. 山間僻地及び離島：施工地域が人事委員会規則における特勤手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。(県)
 <山間僻地該当地区>
 - ・西三河建設事務所管内：岡崎市のうち旧額田町
 - ・豊田加茂建設事務所管内：豊田市のうち 旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村
 - ・新城設楽建設事務所管内：設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村
3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

(2) 現場管理費の算定

1) 現場管理費は別表第2（第1表～第5表）の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。

なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（ニ）」及び「2. 共通仮設費（2）算定方法5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。

3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。

(3) 現場管理費率の補正

1) 緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第2（第1表～第4表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表-3 地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
大都市	鋼橋架設工事	名古屋市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1
	舗装工事			
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
市街地 (DID 補正)	電線共同溝工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(の車道)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.2	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2
	道路維持工事			
	舗装工事			
	橋梁保全工事			
市街地 (DID 補正)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
一般交通影響有り (1)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(の車道)において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	4
一般交通影響有り (2)	電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋梁保全工事以外の工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	5
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事委員会規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

- (注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。
 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
2. 山間僻地及び離島とは、施工地域が人事委員会規則における特地勤務手当・へき地手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。(県)
 <山間僻地該当地区>
 ・西三河建設事務所管内：岡崎市のうち旧額田町
 ・豊田加茂建設事務所管内：豊田市のうち 旧旭町、旧足助町、旧稲武町、旧小原村、旧下山村
 ・新城設楽建設事務所管内：設楽町、東栄町、豊根村、新城市のうち旧鳳来町、旧作手村
3. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

別表第2

現場管理費率

第1表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
河川工事		43.43	1,276.7	-0.2145	14.98
河川・道路構造物工事		42.54	458.2	-0.1508	20.13
海岸工事		27.79	113.9	-0.0895	17.82
道路改良工事		33.69	87.0	-0.0602	24.99
鋼橋架設工事		48.24	303.1	-0.1166	27.05
PC橋工事		30.78	120.9	-0.0868	20.01
舗装工事		40.38	668.7	-0.1781	16.69
砂防・地すべり等工事		45.75	1,370.6	-0.2157	15.69
公園工事		42.63	387.3	-0.1400	21.28
電線共同溝工事		60.36	2,408.8	-0.2339	18.91
情報ボックス工事		54.04	1,692.0	-0.2185	18.28

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
橋梁保全工事		64.97	1,623.7	-0.2042	30.16

第3表

工種区分	対象額	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
			A	b	
道路維持工事		60.00	631.2	-0.1622	31.81
河川維持工事		42.12	172.3	-0.0971	28.81

第4表

工種区分	対象額 適用区分	1,000万円 以下	1,000万円を超え20億円 以下		20億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率 とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
共同溝等工事	(1)	50.01	397.4	-0.1286	25.30
	(2)	38.33	119.6	-0.0706	26.37
トンネル工事		44.97	220.0	-0.0985	26.69
下水道工事	(1)	34.56	56.6	-0.0306	29.39
	(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88
	(3)	32.44	52.7	-0.0301	27.66

第5表

工種区分	対象額 適用区分	3億円 以下	3億円を超え50億円 以下		50億円を 超えるもの
		下記の 率 とする	(2)の算定式により算出された率 とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の 率 とする
			A	b	
コンクリートダム		22.92	333.0	-0.1371	15.59
フィルダム		33.56	184.8	-0.0874	26.24

(8) 算定式

$$J_o = A \cdot Np^b$$

ただし、 J_o : 現場管理費率 (%)
 Np : 純工事費 (円)
 A, b : 変数値

(注) 1. J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

第9章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算 （建地－I）

① 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

1. 公共土木工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することが出来ない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

(1) 時間的制約条件

- 1) 現道の交通量の多い時間帯
- 2) 通勤・通学の時間帯
- 3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- 4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- 5) 山間部など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合等

1)～4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は5)の制約を受ける場合とする。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上～7.5時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適性に積算するものとする。

(3) 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

1) 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）

作業時間＝拘束時間－1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）

2) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

注)「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間/日を超えて7.5時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下をいう。

3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

イ) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

設計労務単価＝公共工事設計労務単価×補正割増し係数

ロ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計

労務単価（例－1，例－2）

設計労務単価＝〔公共工事設計労務単価＋割増し賃金〕×補正割増し係数

表-③ 現場管理率

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
港湾・漁港工事	浚渫工事	23.71%	99.2	-0.0908	14.19%
	構造物工事	24.36%	46.7	-0.0413	19.28%

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
海岸工事		27.79%	113.9	-0.0895	17.82%

ただし下記の工事については、下表を使用する。

- ①港湾構造物、海岸工事において、防舷材のみを取り付ける工事。
- ②港湾構造物、海岸工事において、電気防食のみを取り付ける工事。
- ③港湾構造物、海岸工事において、防舷材及び電気防食のみを取り付ける工事。

工種区分	対象額	700万円以下	700万円を超え4億円以下		4億円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。		下記の率とする
			a	b	
港湾構造物工事		22.48%	96.9	-0.0927	15.45%
海岸工事					

現場管理費率の算定式

$$J_o = a \cdot N_p^b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

J_o : 現場管理費率 (%)

N_p : 純工事費 (円)

a、b : 定数値

(2) 引抜き作業

引抜き長 (m)	2以下	4以下	6以下	9以下	12以下
引抜き数量 (枚/日)	91	78	68	58	50
引抜き長 (m)	15以下	19以下	23以下	25以下	—
引抜き数量 (枚/日)	43	38	33	30	—

- 注) 1. 上表は、広幅鋼矢板 (IIw、IIIw、IVw) 及びハット形鋼矢板 (10H、25H) には適用しない。
2. 鋼矢板、H形鋼を鉛直に吊り上げた状態で、鋼矢板等を切断する場合には、別途積算する。

2) 雑材料

雑材料は、溶接棒、導材 (ガイド) 賃料、敷鉄板賃料、電気溶接機損料、ウォータージェット併用施工用付属機器に関する経費 (配管バンドおよび溶接棒、電気溶接機損料、水中ポンプ損料、水槽および配管損料)、現場内小運搬に関する経費、電力に関する経費等の費用。

施工区分	バイブロハンマ機種・規格	雑材料率 (%)	
		普通・広幅 鋼矢板 H形鋼	ハット形 鋼矢板
バイブロハンマ単独打込	60kw	19	16
	90kw	22	18
ウォータージェット併用打込	60kw	18(22)	16(19)
	90kw	20(24)	18(21)
引抜き	60kw	18	—

- 注) 1. ウォータージェット併用打込における () 書きは、 $N_{max} < 50$ の場合で、転石等によりやむを得ず杭打ち用ウォータージェットを使用する必要が生じた場合。
2. 引抜の雑材料は、広幅鋼矢板には適用しない。